

平成30年6月第18回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 平成30年6月20日第18回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡邊 重益
3 番	小野 一雄	4 番	佐藤 邦彦
5 番	小野 典子	6 番	高野 進
7 番	安藤 美重子	8 番	渡邊 健一
9 番	高野 孝一	10番	佐藤 正司
11番	森 義洋	12番	大槻 和弘
13番	百井 いと子	14番	鈴木 邦昭
15番	木村 満	16番	熊田 芳子
17番	佐藤 アヤ	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐 々 木 人 見	企 画 財 政 課 長	佐 藤 頭 一
税 務 課 長	佐 々 木 厚	町 民 生 活 課 長	関 本 博 之
福 祉 課 長	佐 藤 育 弘	子 ども 未 来 課 長	橋 元 栄 樹
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	齋 義 弘	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 堀 俊 之	教 育 長	岩 城 敏 夫
教 育 次 長 兼 学 務 課 長	南 條 守 一	生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 々 木 人 見
代 表 監 査 委 員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 補欠議員の議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

議長諸報告

日程第4 常任委員の補欠選任

日程第5 提出議案の説明

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより平成30年6月第18回亶理町議会定例会を開会いたします。

会議が始まる前に、議員各位にご連絡いたします。

本日の会議は、広報取材のため、町執行部から傍聴席での写真撮影の申し入れを受け、これを許可しておりますのでご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

次に、去る5月20日執行の亶理町議会議員補欠選挙において当選されました森義洋議員をご紹介申し上げます。

森 義洋議員、登壇。

〔11番 森 義 洋 君 登壇〕

11番（森 義洋君） ただいまご紹介を受けました森 義洋でございます。行政区は新町北でございます。このたび、町民の皆様、各方面の皆様から力強いご支持をいただきまして、亶理町議会に参画することとなりました。この職務の重大さを痛感しつつ、誠心誠意職務に取り組んでまいり所存でございますので、何とぞ、ご指導、ご鞭撻のほど賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

日程第1 補欠議員の議席の指定

議長（佐藤 實君） 日程第1、補欠議員の議席の指定。

今回当選されました森 義洋議員の議席は、亶理町議会会議規則第3条第2項の規定により、11番に指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、16番 熊田芳子議員、17番 佐藤アヤ議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から6月25日までの6日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月25日までの6日間に決定いたしました。

なお、お諮りいたします。

6月23日及び6月24日は休会の日ですが、亶理町議会基本条例第5条第4項の定めに基づき、町民に開かれた議会運営、そして仕事の関係等で平日に議会傍聴ができない町民の方々に議会傍聴の機会を設けるため、特に会議を開くことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、6月23日及び6月24日は、特に会議を開くことに決定いたしました。

次に、去る5月20日執行の亶理町長選挙において当選されました山田周伸町長よ

り挨拶の申し出がありますので、この際これを許可いたします。

町長、登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） 就任の挨拶をさせていただきます。

本日、このように議会の席上において就任の挨拶の機会を与えていただき、厚く御礼申し上げます。このたび、私は町民の皆様方を初め各方面の力強いご支持、ご厚情によりまして、亘理町第10代の町長に就任いたしました。こうして町政のかじ取り役を担わせていただいたことに対し、その課せられた使命の大きさと重責に身の引き締まる思いでございます。

あの東日本大震災から7年3カ月が経過いたしました。私も復興支援などで沿岸部を訪れた際、ふるさと亘理の壊滅的な状況を目の当たりにし、一瞬にして306名ものとうとい町民の方の命と財産を奪った東日本大震災の災害の大きさを今でも忘れることはできません。就任後には町内の復興状況を確認させていただきました。そこには、避難道路や防潮堤、住まいの再建やなりわいの確保など、復興が目に見える形で進んでいることを実感することができました。ここまでおおむね順調に復興が進みましたことは、議員各位の並々ならぬご尽力とともに、齋藤前町長の行政手腕のもとで全力で職務に専念された職員の方々、さらにはふるさと再生のためそれぞれの立場で努力を重ねられた町民の皆様の方であり、この場をおかりして心から敬意と感謝の意をあらわす次第であります。

私は、これまでの皆様のご努力にお応えができるよう、将来にわたって夢と希望の持てる町、新生亘理実現のため先頭に立ち、復興の総仕上げをさせていただきます。

さて、私は、町長就任に当たり、豊かな心があふれる亘理の推進を理念に、5つの政策を柱に取り組んでまいります。

1つ目は、安心安全な子育てしやすい町づくりを推進します。これからの亘理町を支える世代の方が住みよいまちづくりは、亘理をもっと豊かな町へとしてくれると思います。その一助としまして、人が集い憩いの場である公園の維持管理を徹底するとともに、公共施設のバリアフリー化を進めてまいります。

2つ目は、教育環境、人の心と亘理の未来を育てます。子供たちの豊かな心を育み、亘理の未来を担う次世代のリーダーを育てます。子供たちが自分の未来と自分

を支える社会の未来を考え、行動する力を身に着けられるよう、教育委員会と連携のもと道徳教育環境を整えます。

3つ目は、産業の振興、亘理の経済力を育てます。漁業、農業にかかわる加工業などの起業や誘致を継続的に行うとともに、新たな交流人口増加につながる観光産業を第3の基幹産業と捉え、関連産業を育ててまいります。

4つ目は、亘理町震災復興計画の完遂に向けて迅速に取り組んでまいります。復興を確実なものとするため、町民の皆様と話し合い、できる限り多くの町民の皆様に納得していただけるよう復興を進めてまいります。

5つ目は、町のあるべき将来像を町民の皆様に描いていただき、協働で亘理の未来をつくってまいります。既存のまちづくり協議会を生かしながら、10年後、20年後の将来像を描いていただき、地域住民の方々と協働で町づくりを推進してまいります。

これらの5つの政策を柱として、亘理町震災復興計画及び第5次亘理町総合発展計画に沿って、一つ一つ着実に実現に努めてまいります。また、子供や若者、働く方々や高齢者といった世代ごとの課題にしっかり応えられるよう各種事業を展開し、町民の皆様とともに亘理町を築いてまいります。

よい成果を上げる地方行政の基礎となるものは、町民の方の信頼でございます。私が町民の皆様からお寄せいただきました期待と信頼に応えるため、心を一つにして、さらに魅力ある、そして誇れる新生亘理を目指して、職員ともども総力を注いでまいりますので、今後とも深いご理解と絶大なるお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位の皆様方のご健勝、限りないご発展を心から祈念し、就任のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案2件、補正予算案3

件、専決処分承認7件、工事請負変更契約の締結について外14件、合計27件が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を6名から受理しております。

第4、請願・陳情等についてであります。陳情2件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第5、議員派遣の件について、会議規則第126条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり議長において決定いたしましたので報告いたします。

第6、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり議員派遣結果報告書1件が提出されておりますので報告いたします。

第7、監査委員から例月出納検査結果報告書及び財政援助団体監査結果報告書並びに指定管理団体監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第8、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 常任委員の補欠選任

議長（佐藤 實君） 日程第4、常任委員の補欠選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の補欠選任については、亶理町議会委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により森 義洋議員を教育福祉常任委員会の委員に指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました森 義洋議員を教育福祉常任委員会委員に決定いたしました。

日程第5 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第5、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） 平成30年第18回互理町議会定例会議案説明をさせていただきます。

本日、第18回互理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案8件、諮問1件、承認7件及び報告11件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各案件についてその概要をご説明申し上げます。

議案第64号「互理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）が平成30年4月1日に公布されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件が拡大されたことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第65号「互理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第65号）が平成30年4月27日に公布されたことに伴い、家庭的保育事業者等による代替保育に係る連携施設の確保義務が緩和されたほか、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に関し、自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長と食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大がなされたことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第66号「工事請負変更契約の締結について（平成29年度（復交）町道五十刈線道路改良工事）」につきましては、現場内における他事業との調整の結果、工事内容の一部変更に伴う請負金額の減額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第67号「町道の路線廃止について」及び議案第68号「町道の路線認定について」につきましては、復興事業の進捗に関連して町道認定等の見直しが必要なことから、既存の町道9路線を廃止し、新たな14路線を認定するものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議員各位もご承知のとおり、平成30年度一般会計当初予算につきましては骨格予算であり、政策的経費については今回の補正予算に計上するものであります。本予

算の編成に当たり、先ほどお許しをいただきご挨拶申し上げましたとおり、今般の厳しい財政状況の中ではありますが、「豊かな心があふれる亙理」の推進を基本理念に編成したものであり、公約で町民の皆様へ申し上げました教育環境の整備、農業・漁業、さらには交流人口増加につながる観光業などの産業振興、そして復興を確実なものとするため、亙理町震災復興計画の継続と迅速化等に重点を置き編成したものであります。

それでは、その概要について申し上げます。

議案第69号「平成30年度亙理町一般会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億3,370万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193億6,470万1,000円とするものであります。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げます。

2款総務費につきましては、一般管理経費において地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、臨時・非常勤職員の適正な任用及び勤務条件の確保を目的とした会計年度任用職員制度が平成32年度より運用されることとなったことから、必要経費の算出や関係する例規の整理等を実施するための支援業務委託料として237万6,000円を追加補正するほか、町有林管理経費においては、国から払い下げを受ける藤平橋国有林について造成に係る事業費の削減を図る目的で、宮城県発注工事などにおける残土を受け入れるための搬入路設置工事費500万円を追加補正するものであります。

次に、企画事務経費につきましては、野地区において防災テント等の自主防災関連備品などを整備する事業に対し、一般コミュニティ助成金として250万円を追加補正するほか、新庁舎等建設事業費におきましては、前年度から実施しております公共ゾーン調整池整備工事について平成30年度分の不足額2億686万円を追加補正するとともに、繰越事業として実施しております町道西郷東郷線道路整備工事において地盤改良工事が必要となることから2,000万円を追加補正するものであります。

次に、東日本大震災復興交付金基金費については、防災集団移転促進事業における返還分などを基金に積み戻すため697万3,000円を追加補正するほか、もっとはらこめしずっとはらこめし推進事業費につきましては、前年度に引き続き国の地方創生推進交付金を活用し、特産品であるはらこめしのPRを行い、本町の知名度向上を図るものであり、今年度ははらこめしPR動画の作成や荒浜地区でのラジオ生放

送等のイベント開催経費、さらにはより効率的なPR活動を実施するためのデータ分析業務委託料等を合わせて1,072万円を追加補正するものであります。

以上が総務費の主なものであります。

3款民生費につきましては、災害救助経費において、災害援護資金の貸付期間が平成30年度まで延長となったことから350万円を追加補正するもののほか、災害援護資金貸付金の宮城県への償還金として273万1,000円を追加補正するものであります。

以上が民生費の主なものであります。

6款農林水産業費につきましては、多面的機能支払交付金事業費において、交付金算定に用いる農地面積が農地転用等により減少したことと、災害復旧事業等により保全隊の活動ができなかったことにより剰余金が発生したため、交付金返還金として428万4,000円を追加補正するものであります。

次に、ほ場整備推進対策経費については、吉田東部地区の一部において排水路等に土砂が堆積し、生活環境に影響を与えていることから、その撤去業務委託料として200万円を追加補正するとともに、ほ場整備事業の地区外となっているため吉田東部地区の東新堀排水路管理道路が未補修の状態であり、適正な管理に支障を来していることから、補修工事費等として350万円を追加補正するものであります。

次に、生産調整推進対策事業費においては、榎袋転作組合が実施する米穀等乾燥調整建屋の建設に対して補助金300万円を追加補正するほか、亘理町いちご団地造成事業費については、いちご団地内の栽培ベンチの一部に勾配のふぐあい等が生じており、その改善策について関係者との協議が整ったことから、修繕工事費324万円を追加補正するものであります。

以上が農林水産業費の主なものであります。

7款商工費につきましては、観光施設管理経費において、亘理消防署前に設置している観光看板について、国道6号下り線を対象としたLED液晶化等の改修費を当初予算に計上していたところではありますが、県道と交わる交通量の多い交差点であることから、情報発信効果を最大限に生かすため両面をLED液晶に改修することとし、改修工事費372万4,000円を追加補正するものが商工費の主なものでございます。

8款土木費につきましては、初めに土木管理経費において、災害危険区域内における権利を取得していない法定外公共物等について測量及び登記申請書類の作成等

を行うため、委託料1,100万円を追加補正するもののほか、防災集団移転先団地の売払収入について国費相当分を返還するため8,408万6,000円を追加補正するものがあります。

続いて、道路改良、舗装、側溝整備、さらには河川整備事業費においては、生活環境基盤の整備を図る観点から、新規事業等として5,943万円を追加補正するものがあります。

次に、公共下水道費においては、特別会計への繰出金として4,210万円を追加補正するほか、防災広場整備事業費においては、昨年度から着手しております公共ゾーン内に災害時の防災拠点として機能する防災広場の整備工事について、平成30年度分の不足額4,610万円を追加補正するものであり、以上が土木費の主なものであります。

9款消防費につきましては、防災事務経費において、みずからも被災した行政機関が災害時に優先的に実施すべき業務の特定及びその執行体制、対応手順、資源確保等をあらかじめ定めるものである業務継続計画を策定するため、策定業務委託料として943万円を追加補正するとともに、事業が2カ年にわたることから次年度分の債務負担行為を設定するものであります。

次に、防災行政無線管理経費においては、新庁舎建設にあわせて固定系防災行政無線の親局を移設するに当たり、伝搬にふぐあいが生じないように調整を行う必要があることから、調査委託料として378万円を追加補正するものであり、以上が消防費の主なものであります。

10款教育費につきましては、町内の各小中学校施設において、それぞれ早急な補修工事等が必要となったことから実施事業の調整を行い、小学校費施設整備事業費において工事費1,512万1,000円を追加補正するとともに、中学校費施設整備事業費においては工事費1,309万5,000円を減額補正するものであります。

次に、図書館郷土資料館管理費におきましては、老朽化が進んでおります空調設備機器の改修工事及びそれに伴う管内施設用キュービクル設置工事費等として7,497万3,000円を追加補正するものであります。

次に、海洋センター管理費においては、プール外部及び内部給水管の老朽化に伴う給水管改修が必要であることから、工事費として916万円を追加補正するものがあります。

なお、当経費は平成28年度の9月補正予算において初めて計上したものでありますが、入札の不調が相次いだことから、例年より時期を早めて今回3度目の計上を行うものであります。

以上が教育費の主なものとなります。

11款災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧費において、東日本大震災により被害を受けた吉田東部地区の町道7路線について、測量調査委託料及び災害復旧工事費を合わせて1億6,867万6,000円を追加補正するもののほか、鳥の海公園の敷地造成工事費として2,750万円を追加補正するものであります。

次に、歳入予算の主なものをご説明申し上げます。

9款地方交付税につきましては、歳出で説明しました防災広場整備事業及び公共土木施設補助災害復旧事業等の町負担分に充てるため、震災復興特別交付税2,443万3,000円を追加補正するものであります。

13款国庫支出金につきましては、国庫負担金において、吉田東部地区における町道7路線の災害復旧事業費負担金1億448万9,000円を追加補正するほか、国庫補助金においては、公的賃貸住宅家賃低廉化事業に係る財源が東日本大震災復興交付金基金へ変更されたことに伴う社会資本整備総合交付金1,845万8,000円の減額補正、及び小中学校施設改修等に係る補助申請が採択されなかったことによる学校施設環境改善交付金1,422万6,000円の減額補正と、もっとはらこめしずっとはらこめし推進事業に対する地方創生推進交付金536万円の追加補正などを合わせ2,732万4,000円を減額補正するものであります。

14款県支出金につきましては、県負担金において災害援護資金貸付に係る負担金350万円を追加補正するものであります。また、県補助金においては、互理消防署前の観光看板改修費の財源として市町村振興総合補助金184万6,000円を追加補正するほか、公共ゾーン周辺道路の整備事業に対する地方創生道整備推進交付金について交付額が決定したことから4,462万8,000円を減額補正するものがその主なものであります。

15款財産収入におきましては、防災集団移転先団地における空き区画の一般の方への売却収入として1億303万8,000円を追加補正するものであります。

17款繰入金につきましては、役場新庁舎建設に係る公共ゾーン調整池整備工事の財源として庁舎建設基金繰入金2億686万円を追加補正するもののほか、今回の各種

復興事業の財源として震災復興基金から2,083万8,000円を、東日本大震災復興交付金基金から8,498万3,000円を繰り入れするものであります。

また、今回の補正の調整財源として2億8,609万9,000円を財政調整基金から繰り入れするものであります。

19款諸収入につきましては、雑入として、地域のコミュニティ活動に対する自治総合センターコミュニティ助成金250万円を追加補正するもの及び今回返還金が生じた多面的機能支払交付金について町内2地区の資源保全隊からの返還金として571万円を追加補正するものであります。

20款町債につきましては、公共ゾーン周辺道路整備事業の財源として地方創生道整備推進事業債4,010万円を追加補正するほか、吉田小学校外壁改修事業債1,850万円を追加補正するものであります。

第2表債務負担行為の追加につきましては、亘理町業務継続計画策定業務委託及び史跡三十三間堂官衙遺跡整備基本計画策定業務委託につきまして、平成31年度までの2カ年で事業を実施する必要があることから、平成31年度における限度額を設定するものであります。

最後に、第3表地方債の追加であります。学校教育施設等整備事業債の借入限度額について追加設定するとともに、地方債の変更につきましては、地方創生道整備推進事業債の借入限度額を7,510万円から1億1,520万円に変更するものであります。

議案第70号「平成30年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,047万円とするものであります。

今回の補正につきましては、荒浜雨水ポンプ場において常時稼働しているポンプのうち1基が破損したことから修繕料等として4,210万円を追加補正するものであり、その財源として一般会計からの繰入金と同額追加補正するものであります。

議案第71号「平成30年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

予算第3条に定めた収益的支出につきましては、人事異動に伴う人件費及び臨時職員雇用に伴う賃金等を合わせて166万6,000円を増額し、総額を8億9,101万6,000円とするものであります。

次に、諮問案件についてご説明申し上げます。

諮問第1号「人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて」につきましては、現在6名の人権擁護委員に活動いただいておりますが、そのうち平成30年9月30日をもって任期満了となります清野和夫氏を引き続き人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、承認案件について説明申し上げます。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税条例等の一部を改正する条例）」及び承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例）」につきましては、平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等が公布されたことに伴い、関係条文に係る所要の改正を行ったものであります。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）」につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（平成30年総務省令第16号）が平成30年3月30日に公布され、関係法令が改正されたことに伴い、関係条文に係る所要の改正を行ったものであります。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）」につきましては、東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険税の減免に対する国の財政支援の延長と基準の変更に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」につきましては、平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が公布されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額等の限度額の引き上げ及び国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の改正を行ったものであります。

次に、予算関係の承認案件についてご説明申し上げます。

承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度亘理町一般会計補正予算（第9号）」）につきましては、歳入における地方交付税のほか各種交付金及び町債借入金の確定や、歳出における新庁舎等建設事業費等の確定などから補正予算の必要が生じたこと、さらには、畜産振興事業費等において翌年度に繰り越さなければならない事業が発生したことに伴う繰越明許費の追加補正等を合わせ、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億7,549万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億7,449万8,000円としたものであります。

承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）」）につきましては、歳入における県支出金の確定や、歳出における特定健康診査等事業費の確定から補正予算の必要が生じたため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,478万7,000円としたものであります。

最後に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第16号「繰越明許費繰越計算書について」（平成29年度亘理町一般会計予算）及び報告第17号「繰越明許費繰越計算書について」（平成29年度亘理町公共下水道事業特別会計予算）につきましては、主に東日本大震災に関連する復興事業及び社会資本整備交付金事業において、平成29年度内に完了することが難しい事業を繰越明許費として平成30年度に繰り越したものであります。これらの事業について繰越額が確定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

報告第18号「事故繰越し繰越計算書について」（平成29年度亘理町一般会計予算）につきましては、平成28年度から平成29年度に繰り越して実施した事業のうち、関係機関との事業調整に時間を要したことなどから平成29年度中に完了できなかった事業を事故繰越しとして平成30年度に繰り越したものであります。これらの事業について繰越額が確定したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき議会に報告するものであります。

報告第19号及び報告第20号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」の2件の報告につきましては、平成29年度中央第3-1号雨水幹線工事及び平成29年度亘理第5-1号汚水枝線（その1）外工事2件の工事になりますが、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額及び減額など、それぞれ変更契約の必要が生じたので、

専決事項の指定第1項の規定により平成30年3月14日専決処分したものであります。

報告第21号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成29年度亘理第5-1号汚水枝線（その2）工事において、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、平成30年4月13日専決処分したものであります。

報告第22号及び報告第23号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」の2件の報告につきましては、平成29年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その2）工事及び平成29年度（復交）町道荒浜江下線道路改良（その3）工事の2件の工事になりますが、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など、それぞれ変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、平成30年5月9日専決処分したものであります。

報告第24号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成29年度（復交）町道荒浜江下線道路改良（その2）工事において、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の減額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、平成30年5月14日専決処分したものであります。

報告第25号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成29年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その1）工事において、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の減額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、平成30年5月16日専決処分したものであります。

報告第26号「専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）」につきましては、3、4カ月児健康診査中に発生した事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により、平成30年5月22日に専決処分したものであり、報告第19号から報告第26号までの8件の報告案件について、地方自治法第180条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

以上、提出議案等についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜わりまして、原案どおり可決されますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時48分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 実

署名議員 熊田 芳子

署名議員 佐藤 アヤ